

見守り対象者名簿等への災害支援情報の整理統合による  
見守り・支えあい活動等の拡充の考え方について

地域支えあい活動の推進に関する条例(以下、「条例」という。)に基づく「見守り対象者名簿」を活用し、87の町会・自治会が日常の見守り・支えあい活動を行っている。

一方、改正災害対策基本法では、自治体に「避難行動要支援者名簿」の配備と災害の発生に備えた地域防災組織への名簿情報の提供について規定し、さらに従来から中野区独自の「非常災害時救援希望者登録名簿」制度が存在している。

現在、このように各種名簿が並存していることから、これら名簿と名簿への登載情報を整理統合し、大規模災害に備えた平常時からの見守り・支えあい活動を拡充するとともに、円滑な災害時支援を実現するものとする。

1 並存する関係名簿と今後の名簿整理の考え方

(1) 見守り対象者名簿(中野区地域支えあい活動の推進に関する条例)

避難行動要支援者名簿等の登載対象者及び登載情報を吸合し、新たな見守り対象者名簿として作成し、従前どおり希望する町会・自治会等に対して名簿提供を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿(災害対策基本法、中野区地域防災計画)

災害対策地域本部へ常備する避難行動要支援者名簿を新たな見守り対象者名簿と同一の内容で作成する。あわせて災害対策基本法を根拠として地域防災組織へ名簿情報を提供する。

なお、現在進めている災害時個別避難支援計画書の作成を早急に進め、年度内完了を目指す。

(3) 非常災害時救援希望者登録名簿

年度内に避難行動要支援者名簿へ統合し、本名簿は廃止する。

2 名簿統合へ向けた登載情報の考え方

(1) 登載対象者

別添資料で示すとおり名簿登載対象者の大部分は、見守り対象者名簿と避難行動要支援者名簿との双方に共通しているが、避難行動要支援者名簿では、若年あるいは家族と同居する介護認定者や各種障害手帳を所有しない障害支援区分認定者を対象としており、また、見守り対象者名簿では、障害者手帳等級が3級以下等の軽度障害者を対象に含めているなど、一部に相違がある。

そこで、見守り対象者名簿においては、条例第7条第1項第7号の「区長が認めた者」の規定を適用し相違部分を対象者とみなすものとする。また、避難行動要支援者名簿では地域防災計画において規定する「特段の配慮が必要と区長が認めた者」として、軽度障害者等も認定することで、登載対象者の範囲を共通化する。

(2) 本人関係情報

氏名、住所等の個人基本情報は、両名簿に共通している。

災害時避難支援計画の作成に伴い収集している避難時の支援者の有無や避難時に

必要となる機材等に関する情報については、条例第7条第3項に規定する「支えあい活動を行う上で必要となる事項」（本人希望事項）として、新たに見守り対象者名簿へ登載することとする。

### 3 名簿の提供方法

見守り対象者名簿（避難行動要支援者名簿）

本人意思を確認の上、見守り対象者名簿については、交付を希望する町会・自治会に対し、また、避難行動要支援者名簿については、防災分野において地域防災組織へ交付する。ただし、町会・自治会へ交付した見守り対象者名簿の情報を活用すること等で足りるとした地域防災組織への交付については省略できるものとする。

提供した名簿は、原則として年1回更新する。

### 4 情報の安全管理

見守り対象者名簿の取扱いについては、今後も条例並びに同条例施行規則に基づき管理の徹底を図っていく。また、改正個人情報保護法の趣旨及び災害対策基本法を踏まえ、地域防災組織における名簿情報の安全管理については、これと同様の措置を講ずるものとする。

### 5 今後スケジュール

平成29年

11月 町会・自治会、地域防災組織等への説明

平成30年

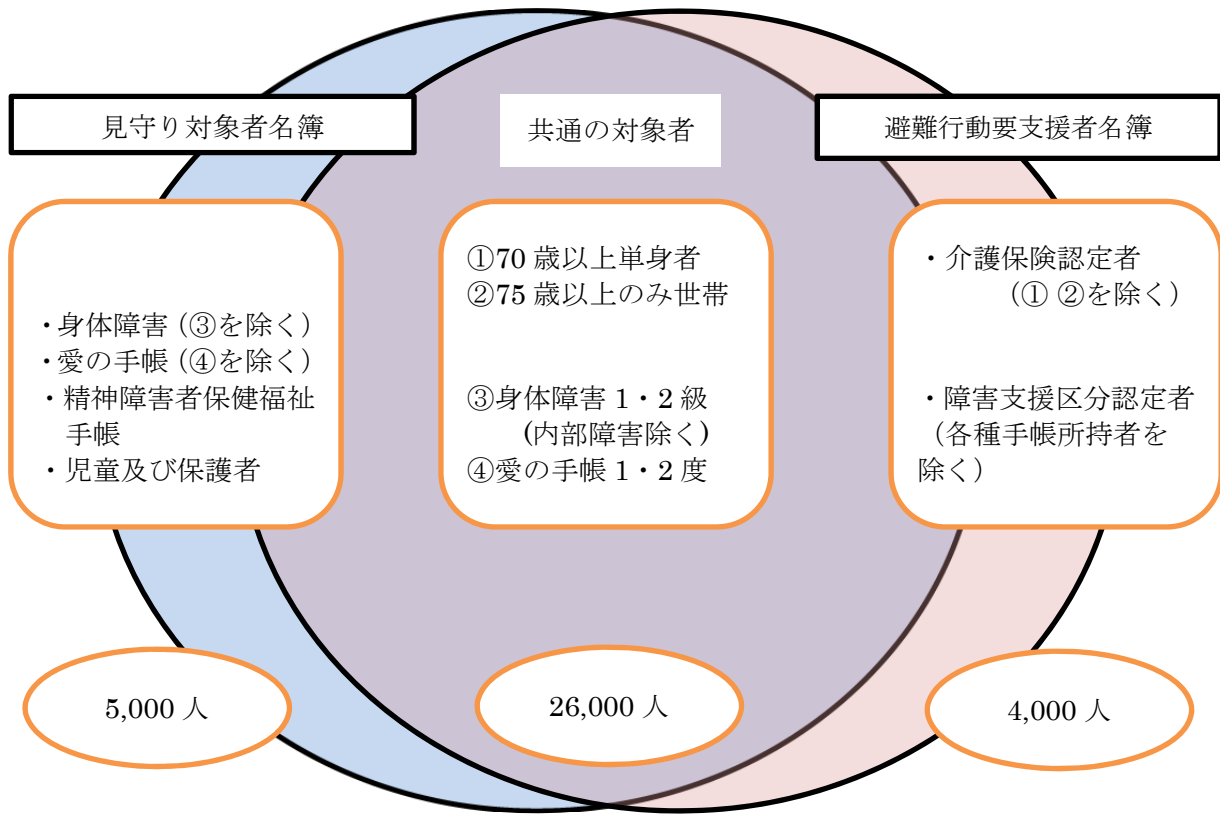
3月 名簿提供開始

### 6 添付資料

（資料） 情報統合後の新たな見守り対象者名簿の範囲

## 【資料】情報統合後の新たな見守り対象者名簿の範囲

新たな見守り対象者名簿（避難行動要支援者名簿）



登載者 (地域支えあい活動の推進に関する条例第7条第1項第7号)
70歳以上の単身者
75歳以上の者のみで構成される世帯の者
身障障害者手帳の交付を受けている者
精神障害者保健福祉手帳を受けている者
愛の手帳の交付を受けている者
児童及びその保護者
上記に準ずる者として区長が認めたもの
○障害支援区分 1~6 の者
○要介護、要支援認定

登載情報 (地域支えあい活動の推進に関する条例第7条第3項)
氏名
住所
年齢
性別
本人希望事項
○避難に必要なもの
○避難時の支援者の有無